

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアに関する要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア（以下「市民ボランティア」という。）による自主的な、ごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動を効果的に支援することにより、市民の環境美化に関する意識の向上と自発的な環境美化活動を助長し、もって本市の環境美化推進を図ることを目的とする。

(市の施策への協力)

第2条 市民ボランティアは、本市の環境美化推進に係る施策に協力しなければならない。

(登録申請)

第3条 市民ボランティアの活動を行おうとする者は、あらかじめ、ごみのポイ捨て防止等市民ボランティア登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録申請があった場合は登録申請事項を審査し、当該申請が適当であるときはこれを登録し、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア登録通知書（様式第2号）により、代表者に通知することとする。

(変更届)

第4条 前条第2項の規定により登録された市民ボランティアは、登録事項に変更が生じたときは、速やかに、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(活動の内容)

第5条 市民ボランティアは、次の各号に掲げる啓発活動のうち、いずれか1以上の活動を行うものとする。

- (1) ごみ拾い実践活動
- (2) 旭川市ごみのポイ捨て禁止条例の周知活動
- (3) ごみのポイ捨て防止に関する啓発活動
- (4) 歩きタバコ防止に関する啓発活動

2 前項第1号のごみ拾い実践活動で回収したごみは、原則として地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋に収納したうえで、市民ボランティアが持ち帰り、ごみステーションに適切に排出することとする。

(啓発活動期間)

第6条 市民ボランティアのごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動の実施時期は、毎年度5月から11月までの7か月間とする。

2 前項の活動期間の途中で登録した市民ボランティアの初年度の活動については、登録のあった月から11月までの期間とする。

(啓発活動回数)

第7条 市民ボランティアのごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動は、毎年度、4回以上実施するものとする。

2 前条第2項の市民ボランティアのごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動は、別表1に掲げたとおりに実施するものとする。

(活動区域)

第8条 市民ボランティアによるごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動は、次の各号に定める場所を実施するものとする。

(1) 旭川平和通買物公園を含む市中心部

(2) 不特定多数の市民等が滞在又は往来する場所で、ごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動の実施が可能な区域

(活動予定)

第9条 市民ボランティアは、ごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動を行うときは、あらかじめ、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア活動届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(活動報告)

第10条 市民ボランティアは、活動期間中の活動内容を記録し、毎年12月末までに活動状況を、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア年間活動状況報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(活動支援)

第11条 市長は、市民ボランティアが、ごみのポイ捨て等防止に関する啓発活動を行う場合、次の各号に定めた支援を可能な範囲で行うものとする。

(1) 啓発用のぼりの貸与

(2) 啓発用ジャンパーの貸与

(3) ごみ拾い用火ばさみの貸与

(4) 地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の提供

(登録抹消)

第12条 市民ボランティアは、その活動を廃止しようとするときは、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア登録抹消届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出を受理し、登録抹消したときは、ごみのポイ捨て等防止市民ボランティア登録抹消通知書(様式第7号)により、登録者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

別表 1 (第 7 条第 2 項関係)

登録月	登録初年度の活動回数
5 月	4 回以上
6 月	3 回以上
7 月	3 回以上
8 月	2 回以上
9 月	2 回以上
10 月	1 回以上
11 月	1 回以上

